

公立学校共済組合の掛金率について

今年度の掛金率は、下記のとおりとなりました。

[変更のあった箇所は赤書きし、()内に変更前の率を記載]

(千分率)

| 区 分 | 標準報酬月額・標準期末手当等 | | | |
|-------|------------------|---------------------------|-------|----------------|
| | 短 期 | 厚生年金保険 | 退職等年金 | 介 護 |
| 一般組合員 | 48.01 | 91.5 | 7.5 | 8.00 (8.82) |
| 船員組合員 | 46.05 (45.84) | 91.5 | 7.5 | 8.00 (8.82) |
| 短期組合員 | 48.01 | ※ 日本年金機構所管の 厚生年金が適用 | | 8.00 (8.82) |

- ・短期掛金には福祉事業に係る掛金率(1.41)が含まれています。また、75歳以上の組合員に係る掛金率は4.07(千分率)となります。
- ・厚生年金保険料は、70歳未満の一般組合員のみ徴収されます。
- ・介護掛金は、40歳以上65歳未満の組合員のみ徴収されます。

共済企画・保健グループ 017-734-9912

福祉保険制度

「福祉保険制度」は、長期給付（公的年金）および短期給付（健康保険）を補完するための公立学校共済組合独自の制度です。ご自身で必要と思われる保障を選択していただくことにより、皆さまの生活に安心を提供します。

長期給付事業
(公的年金の補完)



ファミリー年金

死亡した場合、ご遺族に対して死亡保険金をお支払いします。
老齢厚生年金と遺族厚生年金の差額（約1/4相当）に当たる部分を補完します。

短期給付事業
(健康保険の補完)



傷病休職給付金

病気やケガで働けなくなった場合、保険金が支払われ、**収入が減少する部分を補完**することができます。



入院費用給付金

病気やケガで入院した場合、保険金が支払われ、**医療費の自己負担部分を補完**することができます。



特定疾病給付金

特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)時に、**闘病資金を確保**することができます。
特定疾病給付金(主契約)に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を付加することで、特定疾病に加え、保障範囲を7大疾病に拡大、また、上皮内新生物の保障を加えて厚くすることができます。

福祉事業
の補完



元気づくり
サービスコース

心身の健康増進と生活習慣病予防のための、**各種サービス**を受けることができます。

福祉保険制度は退職（組合員資格喪失）後も継続可能です（傷病休職給付金を除く）。手続き資料は、6月～7月頃所属所宛てに送付予定です。
制度内容の詳細は、公立学校共済組合ホームページ（福祉保険制度専用ホームページ）に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。

2023.02